

確定申告の概要について

令和元年分確定申告トピックス

○ 進化するスマート申告！

簡易な画面で操作しやすい、スマートフォンやタブレットの専用画面をご利用いただける方の範囲が拡大され、大変便利となっていますので、是非ご利用ください。

【スマホ専用画面の利用可能対象者等】※下線部は令和元年分から追加した点

収入	給与所得の全て (年末調整済1か所、 <u>年末調整未済</u> 、2か所以上の勤務先からの収入)
	<u>雑所得</u> (年金収入、副業の収入など)
	<u>一時所得</u> (生命保険の一時金など)
所得控除	<u>全ての所得控除</u>
税額控除	政党等寄附金特別控除
	<u>災害減免額</u>
その他	<u>予定納税額</u>
	<u>本年分で差し引く繰越損失額</u>

○ 消費税申告書の作成に当たっては、「区分経理」が必要です！

令和元年10月に消費税の軽減税率制度が実施されたことに伴い、売上、仕入及び経費に軽減税率（8％）対象品目がある場合、税率ごとに区分して帳簿へ記載する「区分経理」を行う必要があります。

○ 申告相談会場が変更となっています！

次のとおり、申告相談会場が変更された税務署がありますのでご注意ください。

【熊本西及び熊本東税務署】

熊本城ホール（1階展示ホール）

【宮崎税務署】

イオンモール宮崎

○ マイナンバーの記載をお忘れなく！

確定申告書には、申告するご本人の「マイナンバーの記載」及び「本人確認書類の提示又は写しの添付」が必要です。

◎確定申告とは

- ・ 1 年間の所得税及び復興特別所得税又は贈与税の税額を確定すること
- ・ 1 年間（原則）の消費税及び地方消費税の税額を確定すること

◎確定申告が必要な方

○所得税及び復興特別所得税

- ・ 給与の収入金額が2, 000万円を超える方
- ・ 給与1か所（年末調整済）のほかに、給与、退職所得以外の各種の所得金額の合計額が20万円を超える方

など

○消費税及び地方消費税

- ・ 基準期間(※)の課税売上高が1, 000万円を超えている事業者の方
- ・ 基準期間(※)の課税売上高が1, 000万円以下で「消費税課税事業者選択届出書」を提出している方

※「基準期間」とは、課税事業者となるか免税事業者となるか、また、簡易課税制度を適用できるかどうかの判断をする基準となる期間であり、個人事業者の方の基準期間は、課税期間の前々年をいいます。

なお、令和元年分の基準期間は「平成29年分」となります。

など

○贈与税

- ・ 令和元年（平成31年）中に110万円を超える財産の贈与を受けた方
- ・ 財産の贈与を受けた方で、配偶者控除の特例を適用する方
- ・ 財産の贈与を受けた方で、相続時精算課税を適用する方
- ・ 財産の贈与を受けた方で、住宅取得等資金の非課税を適用する方

◎確定申告の課税対象期間等

税金の種類	課税対象期間	法定申告期限
所得税 及び 復興特別所得税	1月1日から12月31日まで	翌年の3月15日(※)
消費税 及び 地方消費税	原則 1月1日から12月31日まで	翌年の3月31日
贈与税	1月1日から12月31日まで	翌年の3月15日(※)

※ 法定申告期限が、土・日・祝日等の場合は、その翌日が法定申告期限となり、令和元年分の所得税及び復興特別所得税又は贈与税の法定申告期限は、令和2年3月16日（月）となります。